

# 社会福祉法人制度見直しについて

社会福祉法改正については、平成28年4月1日施行と平成29年4月1日施行との2段階に分かれている。

## 1 平成28年4月1日施行

### ①社会福祉法の一部改正

- ア) 社会福祉法人の福祉サービスを提供するに当たっての責務（第24条 経営の原則）  
（地域における公益的な取組の責務）
  - ・ 無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するよう努めなければならない
- イ) 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上（第59条の2）  
（閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大）
  - ・ 閲覧対象書類～事業報告書, 財務諸表, 監事意見書→現況報告書, 定款を追加
  - ・ 閲覧請求者～関係者→国民一般
- ウ) 「社会福祉法人の財務規律の強化」のうち、役員等関係者への特別の利益供与の禁止（第26条の2）  
（関連当事者との取引に関する情報公開を含む）
- エ) 「行政の関与」のうち、「財務や運営に関する情報の活用」を除く事項（第56条, 第57条の2）
  - I. 所轄庁による指導監督機能の強化
  - II. 国, 都道府県, 市の連携・支援の仕組みの構築
- オ) 所轄庁の変更（第30条）
- カ) 会計処理について、法令に基づく処理を義務づけ（第44条）

### ②社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正

## 2 平成29年4月1日施行

### ① 社会福祉法人経営組織の見直し

- ア) 評議員会の必置義務
- イ) 役員（理事・監事）及び会計監査人は、評議員会の議決により選任
- ウ) 役員等の損害賠償責任
  - ・ 平成29年4月1日までに必要な定款を変更し、所轄庁の認可を受けなければならない。

### ② 「社会福祉法人の財務規律の強化」のうち、（役員等関係者への利益供与の禁止）を除く事項

- ア) 役員報酬基準の設定と公表
- イ) 「社会福祉充実残額」（再投下財産額）の明確化、「社会福祉充実計画」の作成・所轄庁の承認等
- ウ) 会計監査人の設置  
（特定社会福祉法人（政令で定める事業規模を超える法人）は設置義務

### ③ 「行政の関与」のうち、財務や運営に関する情報の活用

## 社会福祉法人制度の主な改正点

<p><b>1. 組織運営のガバナンスの強化</b></p> <p>○理事・理事長に対する牽制機能の発揮</p> <p>○財務会計に係るチェック体制の整備</p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●議決機関として評議員会を必置 ※時事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議</li><li>●役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備</li><li>●親族等特殊関係者の理事等への選任に係る規定の整備</li><li>●一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等</li></ul>
<p><b>2. 事業運営の透明性の向上</b></p> <p>○財務諸表の公表等について法律上明記</p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大</li><li>●財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等</li></ul>
<p><b>3. 財務規律の強化</b></p> <p>①適正かつ公正な支出管理の確保</p> <p>②いわゆる内部留保の明確化</p> <p>③社会福祉事業等への計画的な再投資</p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等</li><li>②純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な資産額（「社会福祉充実残額」）を明確化 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助金等特別積立金</li><li>③再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画を義務づけ ①社会福祉事業 ②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討 等</li></ul>
<p><b>4. 地域における公益的な取組を実施する責務</b></p> <p>○社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める</p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料または低額による高齢者の生活支援等</li></ul>
<p><b>5. 行政の関与の在り方</b></p> <p>○所轄庁による指導監督の機能強化</p> <p>○国・都道府県・市の連携を推進</p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ</li><li>●経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規程を整備</li><li>●都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等</li></ul>